

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 池田 裕彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

2 0 2 2 年 3 月ダイヤ改正において示された運用行路表の不備を 直ちに是正し、適正な労働時間算出を求める緊急申し入れ

J R 東日本輸送サービス労働組合は、2 0 2 2 年 3 月ダイヤ改正の提案を受けて以降、申第 21 号を提出し 3 期日約 10 時間に及ぶ団体交渉を行ってきました。

団体交渉では、利便性の向上のほか、新幹線輸送力の柔軟化を図り、一部の定期列車の削減または臨時列車化し定期列車比率を下げることや「乗務員の業務等の見直し」に基づいた乗務員の労働時間の見直し等を実施するとしていたことから、安全と輸送力等の安定性の確保ならびに労働条件や労働環境の向上に向けた問題提起を行い、労使共通認識の一致を図れるよう建設的な議論をつくりあげてきました。

特に、運用行路表で示されている労働時間については「乗務員の業務等の見直し」において変更する労働条件（準備時間・折り返し時間・整理時間・付加時間等）の考え方が明確に示されていないことから現改比較を求めつつ、また、一部適正な労働時間が算出されていないことを指摘し是正を求めてきました。会社は、運用行路表において提示している一部の労働時間について不足している事実を認め修正することを明言しました。

施策実施直前において、本来必要な労働時間が算出されずに行路作成されていた事実は、施策立案能力の問題だけに留まらず、新幹線統括本部内のチェック体制の脆弱さや現場との意思疎通が図られていないという組織体制の不備が露見した重大な事態です。まさに「あってはならない事態」が発生したのであり厳しく責任が問われなければなりません。

これらの事態が列車運行に支障をきたさないのか、各区所においての出退勤時間等への影響はないのか等、早急な確認作業を行うとともに、適正な労働時間の算出に基づいた運用行路作成を求めます。また、現場負担の軽減を図るとともに、このような事態に至った原因の究明と具体的対策を講じていくことを強く求めるものです。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 2 0 2 2 年 3 月ダイヤ改正において、運用行路表に正しく労働時間が反映されていない業務内容および該当区所、労働時間の未計上等の全容を明らかにすること。
2. 適正な労働時間となるように修正を行った上でダイヤ改正を迎えること。

以 上